

金沢大学入学者選抜試験における検定料免除の特別措置

このたびの災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

金沢大学では、被災者の経済的負担を軽減し、志願者の進学機会の確保を図るために、次のとおり検定料免除の特別措置を実施します。

検定料の免除を希望する場合は、本学学務部入試課まで連絡してください。

1 免除対象とする入学者選抜試験

災害救助法が適用された日以降、適用された日の属する年度の翌年度末までに出願が予定されているすべての学域入試、大学院入試及び養護教諭特別別科入試（ただし、研究生、科目等履修生及び聴講生等の非正規生に係る入試は除く）。

2 対象者

災害救助法の適用を受けた地域に居住し被災した志願者（学資負担者を含む）で、被災内容が次のいずれかに該当する場合に限ります。

- (1) 志願者又は主たる学資負担者が居住する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水
- (2) 主たる学資負担者が死亡又は行方不明

【災害救助法適用地域：内閣府防災情報のページ災害救助法の適用状況】

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

3 申請の方法

(1) これから出願する場合

本特例措置により検定料免除を申請する場合は、WEB出願時に本学が発行するパスワードを入力する必要がありますので、本学学務部入試課まで事前にご連絡ください。

所定の「検定料免除申請書」に、必要書類を添付して、出願書類とともに提出してください。この申請を行う場合は、出願時に「検定料」を納入しないでください。

また、出願期間内に必要書類を提出できない場合は、WEB出願を行い、検定料を振り込んだうえで、「検定料免除申請書」を出願書類と併せて提出してください。なお、必要書類は入手出来次第、送付してください。

被災内容	必要書類
① 志願者又は主たる学資負担者が居住する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水	地方公共団体が発行する罹災証明書（写し可）
② 主たる学資負担者が死亡又は行方不明	死亡又は行方不明を証明する書類

(2) 出願済みの場合及び出願期間内に必要書類を提出できない場合

既に納入した検定料の返還を希望する場合は、必要書類を本学学務部入試課まで提出してください。免除対象者に該当する場合には、検定料を返還します。返還は、指定口座への振込みとします。

【検定料返還のための必要書類】

- ① 検定料免除申請書〔所定の様式〕
- ② 検定料返還請求書〔所定の様式〕
- ③ 検定料を振り込んだ際の振込金証明書（本人控）
- ④ 罹災証明書、被災証明書等の証明書類〔詳細は、3（1）の表を確認してください。〕

(3) 所定の様式

申請に必要な様式は、次の本学Webサイトを確認してください。

本学トップ>入試情報・高大院接続>検定料免除・返還

https://www.kanazawa-u.ac.jp/admission/kenteiryo_henkan

4 入学検定料免除の方法

申請に基づいて内容を確認後、検定料を全額免除又は返還します。

5 許可又は不許可の通知について

免除の可否を決定した場合は、文書により通知します。また、不許可の場合は別途電話連絡するとともに振込依頼書を同封しますので、振込期限までに検定料を振り込んでください。

6 本件に関する問い合わせ及び申請書送付先

金沢大学学務部入試課

〒920-1192 石川県金沢市角間町

電話：076-264-5169, 5180

メール：boshu@adm.kanazawa-u.ac.jp